

廃棄物分野における 地球温暖化対策

平成25年9月11日

中央環境審議会地球環境部会

産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会
合同会合(第37回)

環境省 廃棄物・リサイクル対策部

目 次

1. 廃棄物分野の概況

2. 環境省の取組

1. 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制等指針
2. 新たな廃棄物処理施設整備計画
3. 循環型社会形成推進交付金
4. 全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画
5. 各種リサイクル制度
6. 市町村の3R化ガイドライン
7. 廃棄物発電の導入支援
8. 廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業
9. 熱回収施設設置者の認定制度

1. 廃棄物分野の概況

廃棄物分野における地球温暖化対策

<3Rの推進>

- ✓ 個別リサイクル法の整備等、3Rの取組の進展の結果、廃棄物の排出量は減少傾向にあり、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の減少に寄与している。
- ✓ 廃棄物分野の温室効果ガス排出量には計上されないが、製造過程でエネルギーを多く使うアルミ缶等の3Rが進むことは、製造分野におけるエネルギーの利用量の減少にも貢献する。

<エネルギー回収の推進>

- ✓ 排出された廃棄物は、最終処分場の立地が困難な状況等を踏まえ、焼却等の中間処理をする必要があるが、高効率な熱回収施設の整備や関連施策等により、エネルギーの回収を推進している。
- ✓ このため、エネルギー回収を伴う廃棄物焼却からの温室効果ガス排出量は減っていないが、その分、新しい資源の利用量の減少に貢献している。

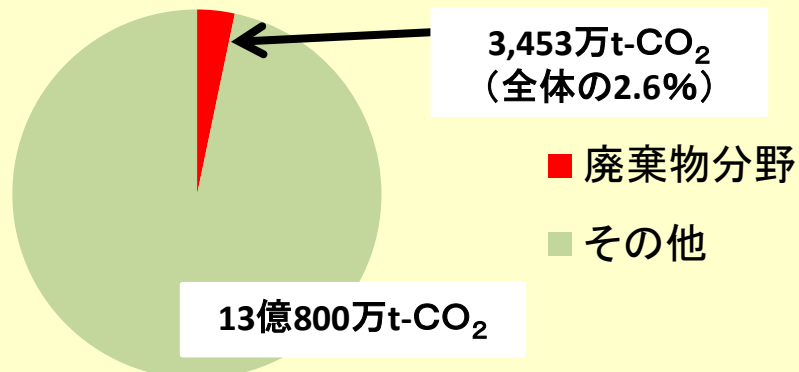
<最終処分での対策>

- ✓ また、最終処分した廃棄物に関しても、有機物の直接埋立の原則禁止等、処分場から発生する温室効果ガスの削減を進めている。

廃棄物分野における地球温暖化対策

現状

日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合（平成23年度）



日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合： 2.6%

廃棄物分野の温室効果ガス排出量：
2.8%減※（1990年度比）

※エネルギー回収を伴う焼却による温室効果ガス
排出量を除くと20.8%減（1990年度比）

排出側

- ・ごみ有料化等を通じた発生抑制への取組
- ・分別排出の徹底 等

処理側

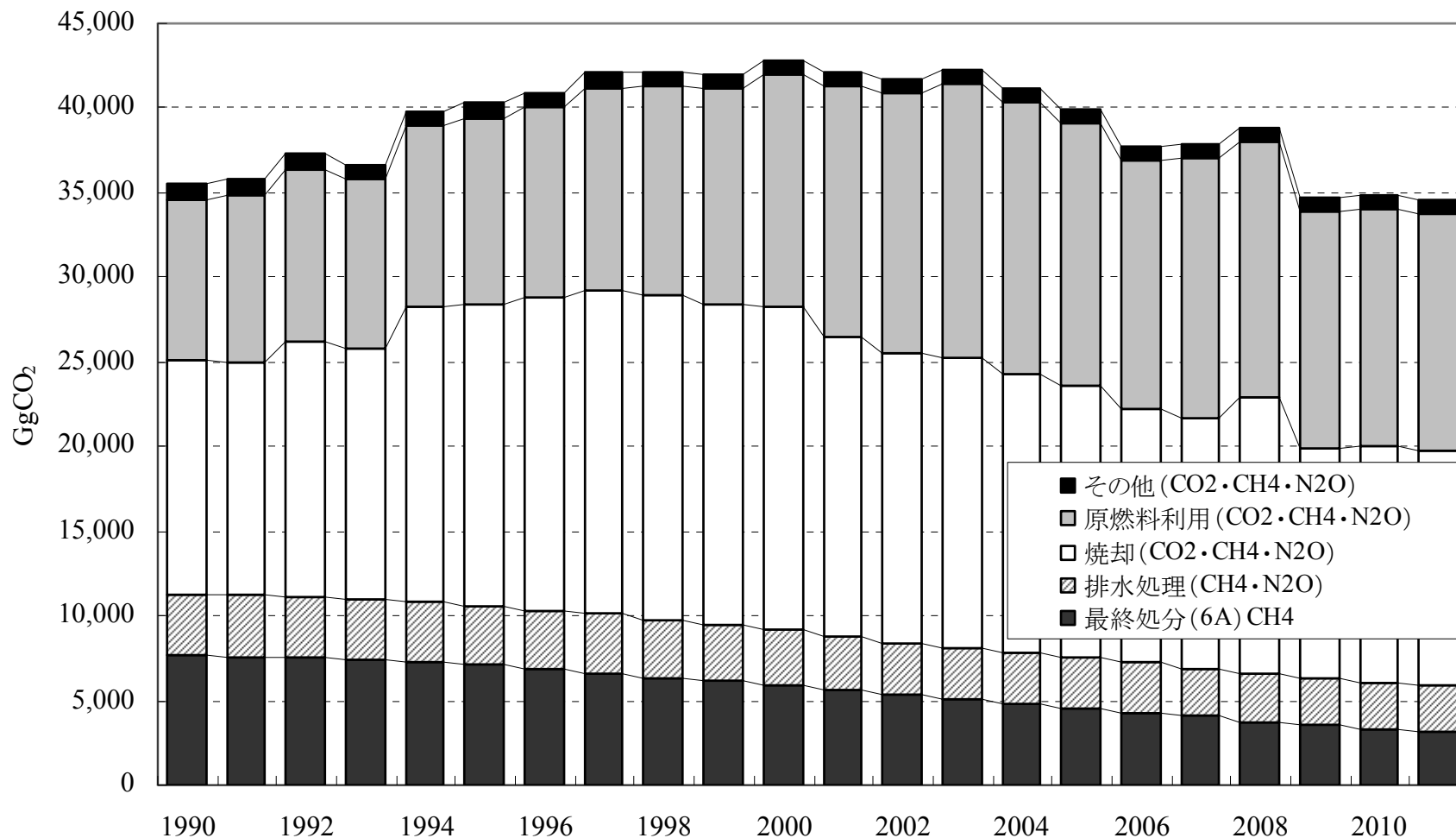
- ・3Rの一層の推進
- ・生分解性廃棄物の最終処分量削減
- ・廃棄物発電の推進 等

新エネルギー対策の推進

- ・廃棄物発電・バイオマス発電の利用
- ・バイオマス熱利用
- ・その他（太陽熱利用、廃棄物熱利用等）

▶ **低炭素社会・循環型社会を統合的に実現**

廃棄物分野の温室効果ガス排出量



- 排水処理・最終処分により発生する温室効果ガス排出量は、着実に減少。
- 焼却せざるを得ない廃棄物については、焼却時の熱回収や燃料化等、エネルギー回収を伴う焼却を推進。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に基づく 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(抄)

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

・・近年、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっている。

このような周辺状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「基本法」という。）及び第二次循環型社会形成推進基本計画に沿って、廃棄物処理法やリサイクルの推進に係る諸法等に基づく制度の適切な実施と相まって、改めて大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要がある。その際、今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があり、そうすることで、廃棄物をめぐる問題への対応は、環境と経済成長とが両立する社会づくりにより一層つながるものとなる。

第三次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)のポイント

現状と課題

我が国における3Rの進展

- ・ 3Rの取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

循環資源の高度利用・資源確保

- ・ 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

安全・安心の確保

- ・ 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

世界規模での取組の必要性

- ・ 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約4割はアジア地域で発生。2050年には、2010年の2倍以上となる見通し

新たな目標

- ・ より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上

	H12年度	H22年度	H32年度目標
資源生産性 (万円/トン)	25	37	46(+85%)
循環利用率 (%)	10	15	17(+7ポイント)
最終処分量 (百万トン)	56	19	17(▲70%)

()内はH12年度比

第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

国際的取組の推進

- ① アジア3R推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化



東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

第三次循環基本計画における循環型社会づくり、低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組に関するポイント

○ 循環型社会づくり、低炭素社会づくり、自然共生社会づくりを統合的に進める中で、各主体の連携により地域循環圏の形成・高度化を目指す。

循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用

エネルギー・環境問題に対応をすべく、分散型電源であり、かつ、安定供給が見込める循環資源・バイオマス資源の熱回収がエネルギー供給源として果たす役割が増大。

- ☑ 高効率廃棄物発電施設の早期整備、廃棄物発電における固定価格買取制度(FIT)の活用可能性を高めるための環境整備を実施。
- ☑ 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなど有効利用を進める。
- ☑ バイオ燃料の生産拡大、生ごみ等のメタンガス化、間伐材等の木質ペレット化等を進める。
- ☑ 資源採取時の生物多様性や自然環境への影響を削減する観点からも、資源の有効的利用や長期的利用を進め、新たな天然資源の消費の抑制を図る。
- ☑ 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス資源の利活用を推進する。

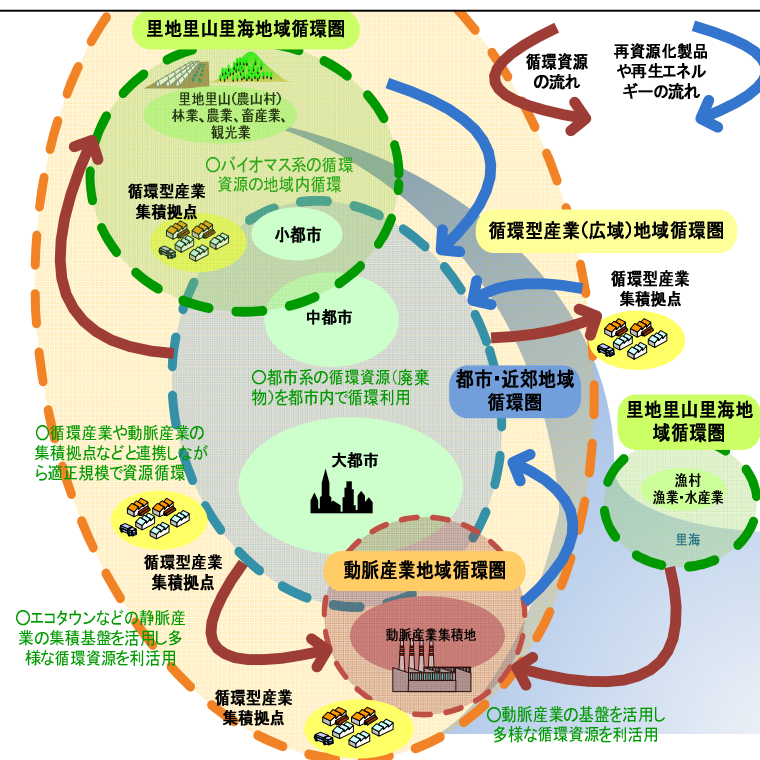


地域循環圏の高度化



地域循環圏とは

- ・ 地域や循環資源の特性に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要。
- ・ 地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させ、重層的な地域循環を構築していくという考え方。



京都議定書目標達成計画進捗状況(廃棄物分野)

平成25年4月5日に開催された地球温暖化対策推進本部において、京都議定書目標達成計画の進捗状況が発表された。京都議定書目標達成計画における廃棄物分野の地球温暖化対策については、以下のとおりとりまとめられている。

対策・施策名	施策例	評価の概要
【エネルギー起源二酸化炭素対策】		
・廃棄物処理における対策の推進	・循環型社会形成推進交付金国庫補助事業 ・「廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業」 ・容器包装廃棄物の3Rの推進、パッカー車両へのBDF導入 等	・一般廃棄物処理に係る廃棄物発電は、発電量目標は達成できていないが、高効率な発電施設の施設数・発電効率は順調に増加。 ・「廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業」における補助や、2010年5月の廃掃法改正により創設された「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」の活用等により一定程度の施設整備が進捗。
【非エネルギー起源二酸化炭素対策】【一酸化二窒素対策】		
・廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進	・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及を推進。 ・容器包装に係る3R推進、ごみ処理の広域化、等。 ・循環型社会形成推進交付金による市町村の廃棄物施設の整備・高度化を支援。	・一般廃棄物(プラスチック)の焼却量はリサイクルの進展等により着実に減少。 ・産業廃棄物の焼却については、焼却目標を概ね下回る値で推移。
・一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等		・一酸化二窒素の発生量が少ない連続炉が着実に増加し、発生量が多いバッチ炉が減少。 ・一般廃棄物の焼却量については、削減が進んでおらず、今後の取組の促進が必要。
【メタン対策】		
・廃棄物の最終処分量の削減等	・市町村における分別収集や有料化に係るガイドラインの普及を推進。 ・循環型社会形成推進交付金により市町村の廃棄物リサイクル施設の整備等の推進。 ・有機物の最終処分場への埋立の廃止へ向けた努力、等。	・有機性廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに着実に減少。

2. 環境省の取組

1. 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガス排出抑制等指針
2. 新たな廃棄物処理施設整備計画
3. 循環型社会形成推進交付金
4. 全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画
5. 各種リサイクル制度
6. 市町村の3R化ガイドライン
7. 廃棄物発電の導入支援
8. 廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業
9. 熱回収施設設置者の認定制度

1. 廃棄物処理部門における事業活動に伴う 温室効果ガス排出抑制等指針

定性的な努力義務

- 適切かつ有効な実施に係る取組
 - 体制の整備、職員への周知徹底
 - 排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
 - 情報収集・整理
 - PDCAの実施
 - 住民の自主的取組促進、分別収集推進等の処理する廃棄物の量の抑制による温室効果ガスの排出抑制
- 排出の抑制等に係る措置
 - 排出の抑制等に資する設備の選択
 - 排出の抑制に資する設備の使用方法
(それぞれ以下の項目に関する措置を記載)
 - ✓廃棄物の収集運搬車
 - ✓廃棄物焼却施設における設備
 - ✓排ガス処理設備
 - ✓熱回収設備
 - ✓廃棄物系バイオマスの利活用のための設備
 - ✓し尿処理施設における設備
 - ✓污泥乾燥・焼却設備
 - ✓最終処分場における設備

定量的な目安

- 指針に掲げられている措置を講ずることによるCO2排出量の目安
- 「一般廃棄物焼却施設ごとの一般廃棄物処理量当たりのCO2排出量」を目安とする
- 目安は、焼却施設の種類、処理能力に応じて設定

	目安	既存施設の目安
燃料溶融等	$y = -240 \log(x) + 920$ 以下	$y = -240 \log(x) + 1020$ 以下
その他溶融等	$y = -240 \log(x) + 880$ 以下	$y = -240 \log(x) + 920$ 以下
焼却のみ	$y = -240 \log(x) + 820$ 以下	$y = -240 \log(x) + 920$ 以下

※x: 処理能力[t/日]、y: 目安[kgCO₂/t]、log: 常用対数

- 排出実績値は、次の式によって算出する

排出実績値＝

当該施設における

$$\frac{\text{エネルギー使用に伴うエネ起CO}_2 + \text{廃プラ焼却等の非エネ起CO}_2 - \text{エネルギー回収によるCO}_2\text{削減効果}}{\text{ごみ焼却処理量}}$$

2. 新たな廃棄物処理施設整備計画

(平成25年5月31日 閣議決定)

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、平成25年度～29年度の5力年の新たな「廃棄物処理施設整備計画」を定める。

■現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

※なお、東日本大震災で発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理特措法に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を踏まえ処理を進めていることから、本計画に位置付けていない。

基本的理念

- 3Rの推進
- 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

重点目標

- 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
 - ・ ごみのリサイクル率：22% → 26%
 - ・ 最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持
- 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
 - ・ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
 - ・ 浄化槽処理人口普及率：9% → 12%

（また、資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を策定する。）

■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

■地域住民等の理解と協力の確保

■広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- ・ 広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
- ・ ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ・ 資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。

■地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- ・ 廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
- ・ 例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。

■廃棄物系バイオマスの利活用の推進

- ・ 廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。

■災害対策の強化

- ・ 廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
- ・ 地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。

■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

3. 循環型社会形成推進交付金

平成17年度に、市町村の自主・裁量性を尊重した制度を、それまでの補助金制度に代えて創設

【特徴】

- 「循環型社会形成推進地域計画」に位置づけた事業の範囲で市町村の判断により用途を自由に設定
- 市町村の判断で事業間・年度間の調整※が可能

※ 約半数の市町村で事業間・年度間の調整を行っている。

3Rの推進の観点から改革

広域的処理の観点からの改革

	従来型処理 〔人口5万人未満、かつ400km ² 未満の地域〕	広域的処理 〔人口5万人以上、又は400km ² 以上の地域〕
単純焼却 直接埋立	補助金廃止	補助金廃止
3Rの推進に 資する事業・ 最終処分	補助金廃止	・ マテリアルリサイクル推進施設 ・ エネルギー回収推進施設 ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・ 高効率ごみ発電施設 ・ 廃棄物処理施設基幹的設備改良 ・ 浄化槽 ・ その他

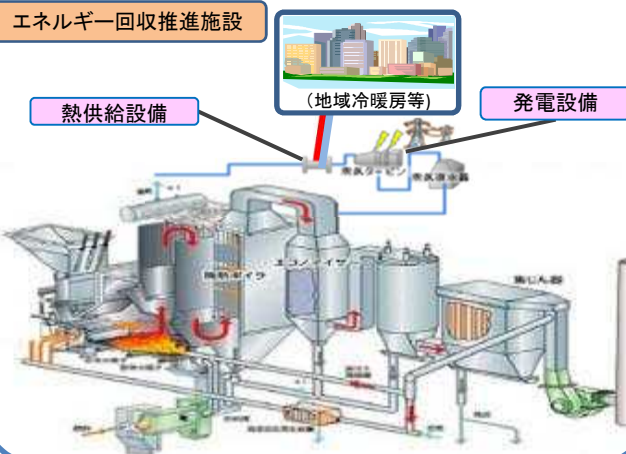
1. 温暖化対策・3Rの推進

- 資源・エネルギー小国である我が国としては、ごみを資源としてとらえて、ごみ発電やリサイクルにより、温暖化対策と3Rをともに推進することが必要。

【交付の例】

- ✓ 高効率ごみ発電施設 交付率 1/2
- ✓ エネルギー回収推進施設 交付率 1/3
- ✓ マテリアルリサイクル推進施設 交付率 1/3

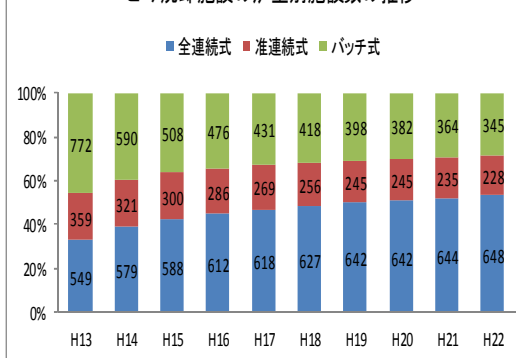
エネルギー回収推進施設



2. 効率性の確保

- 複数の市町村が広域的処理を行うことで施設集約が可能となる。集約化による全連続式(24時間稼働)への移行はダイオキシン対策、温暖化対策の観点からも有効。
- 国・地方が厳しい財政状況にある中、施設の燃焼設備や余熱利用設備等の基幹的設備改良への支援を推進。

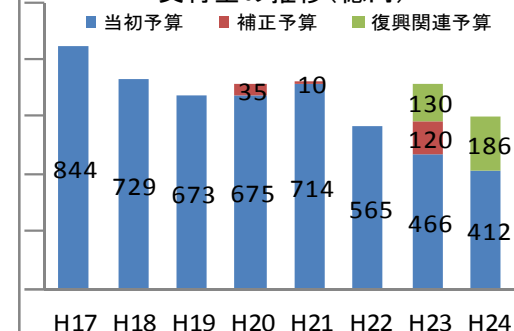
ごみ焼却施設の炉型別施設数の推移



3. 予算の推移

- 平成17年度より、環境省において本土分、国土交通省において北海道分及び離島分、内閣府において沖縄分を計上。
- 平成17年度から平成22年度までは従来の廃棄物処理施設整備費補助金分を合わせて計上。
- 平成23年度より、東日本大震災からの復興関連予算を計上。

循環型社会形成推進交付金の推移(億円)



4. 全国産業廃棄物連合会環境自主行動計画

平成23年度における自主行動計画の実績

目標指標：温室効果ガス排出量
基準年度：2000年度
目標水準：±0%

【実績】
2011年度実績：+0%
温室効果ガス排出量：
460万トン-CO₂

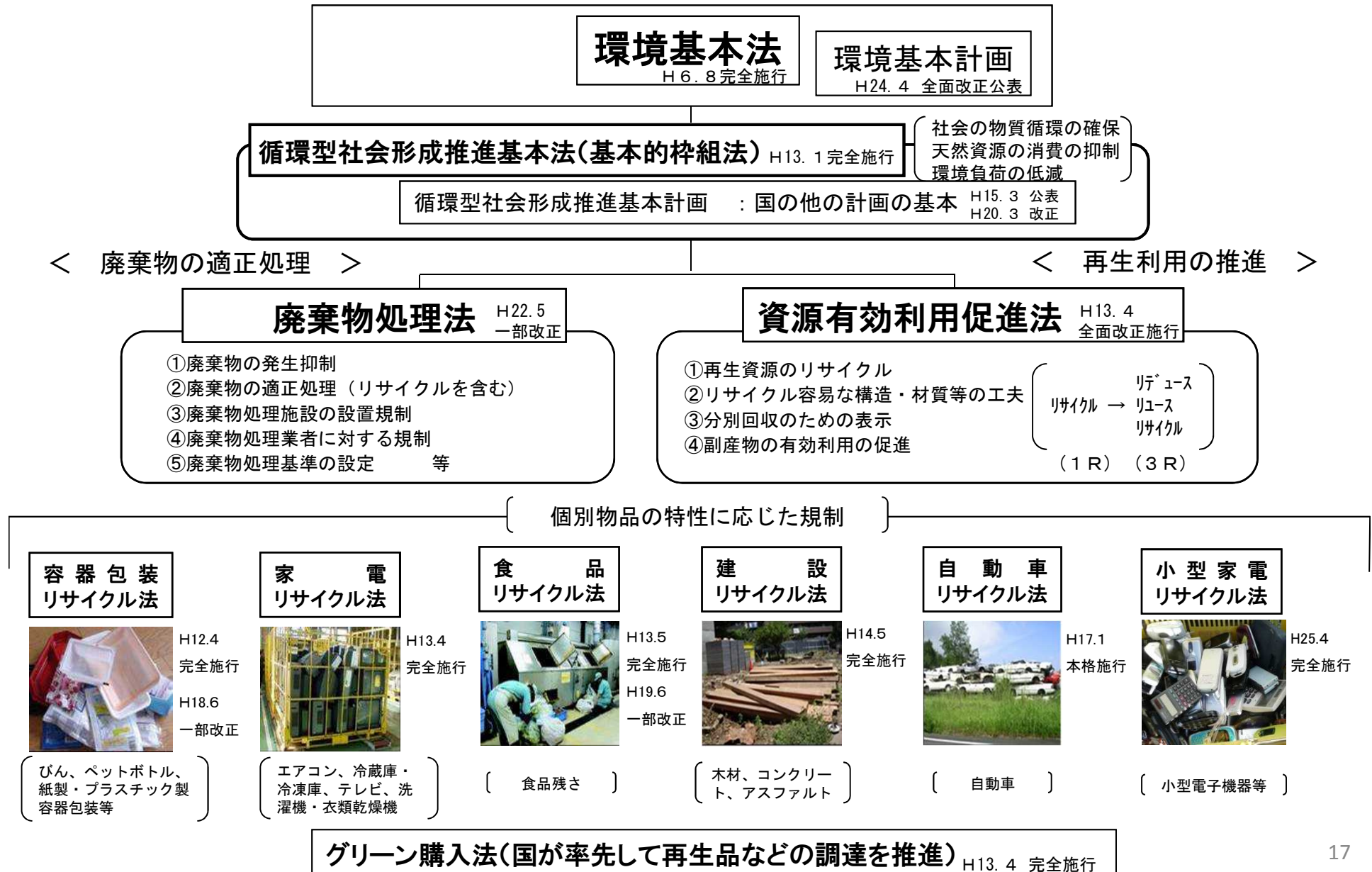
（参考）
2008年～2011年度の
実績平均値：
446万トン-CO₂
（基準年比▲3%）

目標達成のために実施した対策例

これまでに全産連が実施した主な取り組み

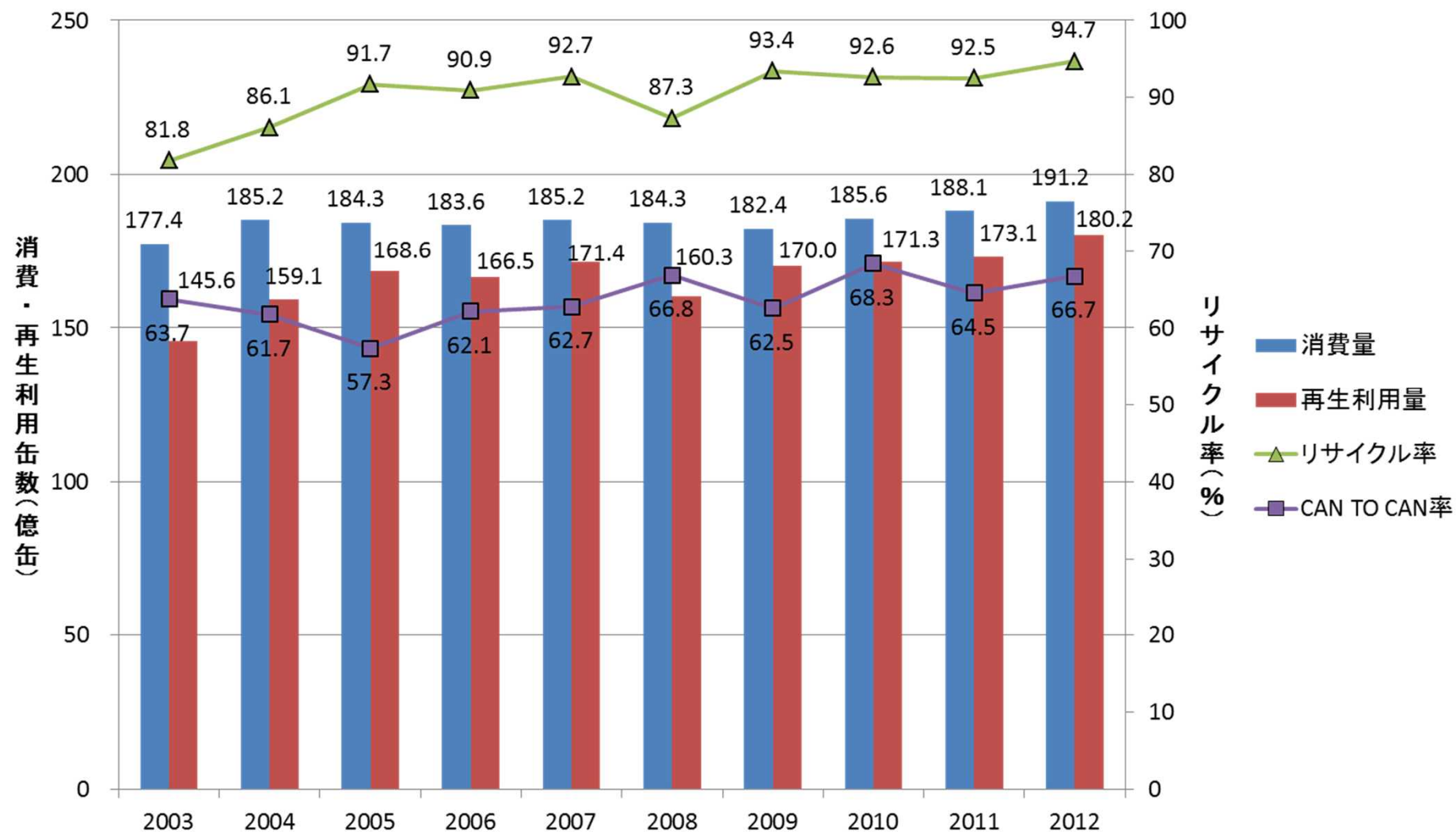
- 2007年：産業廃棄物処理業における具体的な地球温暖化対策実施方法や環境自主行動計画の概要をとりまとめた小冊子作成、全会員企業への送付
会員企業において既に実施されている先進的な地球温暖化対策事例を紹介した対策事例集（平成19年度版）作成
- 2008年：会員企業を対象とした温室効果ガス排出状況及び対策実施状況の調査（以後、毎年度実施）
内容を充実した対策事例集（平成20年度版）の作成
温室効果ガス排出量や削減効果を手軽に計算するための「温室効果ガス削減支援ツール」の作成
産業廃棄物処理業において地球温暖化対策を実施する際に利用可能な助成・融資制度や優遇制度のとりまとめ
自主行動計画の内容や産業廃棄物処理業の地球温暖化対策等を紹介する展示会用パネルの作成、貸し出し
- 2009年：対策事例集（平成21年度版）の作成
2008年度に整備した削減支援ツールや利用可能な各種制度の内容等更新
会員企業が自主行動計画に基づき自主的に実施した地球温暖化対策を登録する「CO₂マイナスプロジェクト」を実施
- 2010年：対策事例集（省エネルギー対策編）の作成
2009年度に整備した削減支援ツールや利用可能な各種制度の内容等更新
- 2011年：2010年度に整備した削減支援ツールや利用可能な各種制度の内容等更新
会員企業が企業の社会的責任（CSR）に関して自主的に実施した活動を登録し、優良な取り組みを表彰する「CSR
2プロジェクト」を開始

5-1. 各種リサイクル制度



5-2. アルミ缶のリサイクル率について

アルミ缶リサイクル率の推移(最近10年間)



6. 市町村の3R化ガイドライン

廃棄物焼却に由来するCO₂排出削減対策として、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取り組みが円滑に実施できるよう、ガイドラインの普及を促進。

①一般廃棄物会計基準(コスト分析のガイドライン)

- ◆市町村の一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法
- ◆目的
 - ・納税者に対する事業のコスト内訳等の説明
 - ・事業運営のあり方を検討するための基礎情報
 - ・費用対効果の検証、検証に基づく事業の改善

②一般廃棄物処理有料化の手引き(有料化のガイドライン)

- ◆有料化導入を検討する際の検討手法を提示
- ◆内容
 - ・料金体系、料金水準、徴収方法、収集体制の変更等
 - ・円滑な導入及び実施(不法投棄等への対応)
 - ・有料化制度の評価と見直し

③一般廃棄物処理システム指針(分別収集区分や再生利用等に関するガイドライン)

- ◆標準的な分別収集区分、区分に応じた再生利用、適正処分の方法を提示
- ◆一般廃棄物処理システムの評価(発生抑制、資源回収、エネルギー回収、最終処分割合、温室効果ガス、処理経費等)の考え方

7. 廃棄物発電等の導入支援 ①固定価格買取制度

エネルギー安定供給の確保及び環境負荷の低減等の観点から、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、2012年7月1日より施行。

●廃棄物（バイオマス）発電の調達価格と期間

バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	未利用木材 燃焼発電 (※1)	一般木材等 燃焼発電 (※2)	廃棄物 (木質以外) 燃焼発電 (※3)	リサイクル 木材燃焼発電 (※4)
調達価格(税込) 1KWh当たり	40.95円	33.6円	25.2円	17.85円	13.65円
調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間

(※1) 間伐材や主伐材であって、後述する設備認定において未利用であることが確認できたものに由来するバイオマスを燃焼させる発電

(※2) 未利用木材及びリサイクル木材以外の木材（製材端材や輸入木材）並びにパーム椰子殻、稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電

(※3) 一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電

(※4) 建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電

資源エネルギー庁資料を元に作成

7. 廃棄物発電等の導入支援 ②廃棄物発電の高度化支援事業

背景

- 東日本大震災以降、エネルギー戦略が見直しが求められており、分散型電源かつ安定供給可能な廃棄物発電の果たす役割への期待は大きい
- 一方で、廃棄物焼却施設における発電効率が諸外国に比べて低いなど、ポテンシャルを十分に発揮できていない
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の対象となったことから、廃棄物発電の導入促進が期待されている

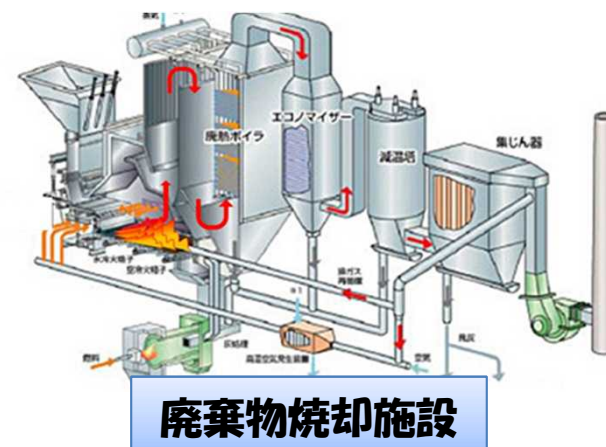
➡ **廃棄物系バイオマスの利活用や再生可能エネルギー供給の促進を図るためには、廃棄物発電の高度化が必要！**

事業内容

- ① **廃棄物発電の増強方策の検討・実証**
- ② **廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援**
- ③ **地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成**
- ④ **3つのガイドライン※(市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツール)の導入支援**

➡ **廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給が促進され、その結果、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減が図られる！**

※…「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」



廃棄物焼却施設



メタン化施設

8. 廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業

- 廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助。
- 廃棄物処理法改正(平成22年6月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を創設。
- 廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、平成23年度より電動式塵芥収集車を対象に加えるとともに、民間事業者だけでなく地方公共団体へ対象を拡充。

対象事業

○民間事業者

- ①廃棄物高効率熱回収
- ②バイオマス熱供給
- ③バイオマスコージェネレーション
- ④廃棄物・バイオマス燃料製造
- ⑤熱輸送システム

- ①～④: 施設の高効率化に伴い追加的に生じる施設整備費の1/3
⑤: 補助対象となる施設整備費の1/2

○民間事業者又は地方公共団体

- ⑥電動式塵芥収集車導入補助

- ⑥: 電動式塵芥収集車(パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又はCNG化する場合を含む。)について、通常車両との差額の1/2

循環型社会と低炭素社会の統合的実現

9. 熱回収施設設置者の認定制度

概要

- 熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設*₁を設置している者は、一定の基準*₂に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。
 - * 1 都道府県知事等の許可を受けている廃棄物処理施設に限る。
 - * 2 環境省令で定める熱回収施設の技術上の基準・申請者の能力基準
- 認定は、一定の期間ごとにその更新を受けなければ失効する。
(これに伴い、認定熱回収施設設置者については、廃棄物処理施設の定期検査義務は免除する。)
- 都道府県知事等は、認定熱回収施設設置者が、認定基準に適合しなくなったときは、認定を取り消すことができる。

効果

- 認定を受けた者は、その熱回収施設及び能力が優れていることを公的に担保されることとなり、意識の高い排出事業者がこうした認定業者に処理委託を行うケースが増加するという効果を期待。
- 循環基本法の基本原則を踏まえ、3Rを図りつつ、廃棄物の焼却時に熱回収を行うことを徹底。

循環型社会と低炭素型社会の統合的推進